

当案内及び過去に発行した案内は弊社ウェブサイト(<http://www.medience.co.jp/>)よりPDF形式にてダウンロードできます。

「薬剤によるリンパ球幼若化試験(LST)」 向精神薬の取扱いについて

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のお引き立てをいただき、厚くお礼申し上げます。

さて弊社では、表記項目につきまして「麻薬及び向精神薬取締法、覚せい剤取締法に定められている規制薬物(麻薬、向精神薬、覚せい剤)を受領することが出来ない」との理由により、向精神薬での検査の受託をお断りしておりました。

この度、平成21年5月8日付「薬食発第0508003号」厚生労働省医薬食品局長通知にて、平成21年6月1日より向精神薬を譲り受けることが可能となりましたので取り急ぎご案内申し上げます。

なお、麻薬および覚せい剤は引き続き受領することが出来ませんので、ご依頼の際は必ずご確認をお願いします。

この通知を受け6月1日以降、向精神薬については検査受託が可能となりますが、薬剤の授受に関する記録を取る事が義務づけられるため、検査のご依頼の際は「LST専用依頼書」の備考欄に薬剤名(商品名)をご記入下さい。

何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

敬具